

華南少数民族の言語と教育

新 島 翠

Language Education for Minority Groups in South China

Midori Niijima

In the multiracial / multi-ethnic nation of China, we see the situation of minority language groups living closely together, or intermixed with the main language groups. The minority language speakers must study the languages of the main groups, even if the minority speakers live in isolation from the main groups, for the sake of community life. In this paper I attempt to examine the issue of bilingual education in each ethnic group, and the effect of bilingualism upon education in the South China region.

Received Apr. 30, 1996

Key words : minority language, main language, community language, bilingual, bilingualism, multilingualism

はじめに

多民族国家である中国においては、少数言語集団と主流言語集団とが雑居する状況が随所に見られる。また、少数言語集団だけで聚居または散居する場合においても、主流言語集団あるいは近隣言語集団の言語を習得することが社会生活上不可欠の状況である。このような状況にあって二言語教育が個々の民族集団においてどのように行われているのか、具体例を見ながら分析していくと共に、集団内の二言語使用状況が二言語教育にどのような影響を与えていているかについても見ていくことにしたい。本論では、中国南部地域の事例を中心に見ていく。

一 貴州省のミャオ族、トン族

貴州省の中で最も人口の多い少数民族はミャオ族であり、ミャオ族は主として黔東南ミャオ族トン族自治州に住んでいる。この自治州には、ミャオの他に、トン、漢、スイ、チワン、

表1 ミャオ族における言語使用状況

調査地点	人数 (7才以上)	ミャオ語掌握者数	漢語掌握者数			注
			解す	若干	解さず	
台江県台濃郷 丈邦村	94	94	21	40	33	県城から1キロ地点
台江県巫脚郷 四登村	210	210	0	20	190	県城から35キロの山區
台江県大塘郷 岩寒	200	200	20	27	153	大塘郷公所駐地(山村)
從江県同樂郷 西科村二組	60	60	1	22	37	同樂郷郷公所附近の山村
從江県丙妹鎮 巴沙村八組	59	59	1	10	48	県城から7キロの山區
從江県下江鎮 宰弄村二組	87	87	10	13	64	下江鎮公所から4キロの山村
黃平県紅梅郷 大礮房村三組	68	68	67	0	1	平原地区。村の半分に漢族が住む
黃平県谷隴鎮 大寒八組	91	91	11	29	51	谷隴鎮公所附近
黃平県谷隴鎮 青塘村三組	118	118	1	4	113	谷隴鎮公所附近5キロの山區

ヤオ、プイ、トゥー等の民族が居住している。中でもミャオ族、漢族、トン族は人口が多く、この3民族で全州人口の93%を占めている。州内の主言語集団と言えよう。3民族以外の民族の使用する言語も含めると、州内では6種の言語が使われているが、同一民族間で使用されるのは無論各民族の言語（母語）である。即ち、日常生活、交易、役所内での打ち合わせなどでは、民族にあわせミャオ族であればミャオ語、トン族であればトン語が使われている。少数民族言語によるラジオ放送は一部の地域でミャオ語またはトン語で行われているが、放送時間は短く、毎日15分から30分程度である。

しかし、自治州内は数種の民族が近接して聚居する状況が見られ、異なる民族間では母語以外の共通言語が用いられている。一般的には共通言語として主言語集団の言語が用いられるため、ミャオ語、トン語、漢語がその役割を果たすことが多い。なかでも漢語が使われることが多い。実際に人々の間に漢語がどの程度浸透しているのか、全州の7歳以上のトン族とミャオ族を対象にした調査報告⁽¹⁾が出されている。それによれば、トン族の18.3%が漢語を解し、ミャオ族は13.4%が漢語を解するという。調査結果のうち、ミャオ族の部分は表

1の通りである。

以上のように数種の言語が同時に使用されている社会では、学校教育で使用される言語も数種にわたらざるをえないであろう。ミャオ族を例にとると、教育機関ではミャオ語と漢語が併用され、漢語を解さないまたは一部分理解する生徒にはミャオ語と漢語の二種類の言語で教育を行い効果をあげている。ミャオ文字はローマ字で記された音標文字であり、読み易く、書き易く、覚え易いという。従って、ミャオ族の生徒はミャオ文字を習得すれば、読み書きはすぐできるようになる。しかし、漢語は、ミャオ族の生徒にとっては日頃使い慣れていない言語であり、さらに漢字そのものが、ミャオ文字ほど覚え易いものではないため、先ずミャオ文字を使って生徒の学力を高め、次の段階として漢語を導入することが望ましいと判断したと思われる。以下に具体例をあげる。⁽²⁾

1984年10月、台江県城郊外の張家寨と台拱寨および県城から25キロ離れた巴拉河村の3ヶ所で二言語教育の小学校実験クラスを設けた。台拱寨の実験クラスでは、6年間の中で、最初の1年はミャオ文字を学び、2年目から6年までは二言語教育を行う。即ち、5年間で5年制漢語カリキュラムを実施するわけである。2年目からの実際のカリキュラムは、週単位で次のように行われる。二言語授業（漢語とミャオ語を対照しながらの授業）9コマ、数学9コマ、ミャオ文字5コマ、体育・音楽2コマ、美術1コマ。生徒の間でミャオ文字と漢語のローマ字の混乱が起きないよう、両者の違いについてはミャオ文字がしっかり習得された時期以降に説明する。具体的には2、3年生になってから補足的に学ばせる。この方法で学ばせた生徒の成績は、最初から漢語を学んでいた生徒の成績より優秀であった。

張家寨と巴拉河の実験クラスでは、いずれも予科クラスで半年間ミャオ文字を学んだのちミャオ語と漢語の二言語による教育を行った。3ヶ所の実験クラスの生徒が1学期間漢語を学んだ後（1985年冬）地区の統一試験に参加したところ、結果は極めて優秀であった。すなわち、県城にあり、従来から成績が良く、漢族の生徒も多い漢語小学校の生徒の成績を上回ることができたのである。これらの結果を踏まえて台江県では、1986年3月の県議会で全県に「二言語教育」を行うことを決議し、1986年秋より各郷で二言語教育の実験小学校を設けた。1990年からは全県に二言語教育を普及させている。

以上は比較的山間部の県で行われている例であるが、同じく黔東南ミャオ族トン族自治州の州都凱里市においても、1981年より二言語教育が実験的に行われている。⁽³⁾ 全市統一試験の結果が国語（漢語）と算数について報告されているが、それによれば、凱里市の実験小学校においても、最初から漢語だけで教育する普通小学校より高い成績をあげている。

トン語についてもミャオ語と同じように、二言語教育導入後大きな成果をあげている。例えば、黎平県のトン族聚居地区にある水口民族小学校では、1985年、三年生にトン語科目を設け二言語教育を実施したところ、1986年の漢語統一試験の成績は前年を上回る及第率をあげた。州内の民族学校にはいずれも民族語文課があり、毎週4コマの授業が行われている。

表2 ミャオ語、トン語のカリキュラム

校名	年級	言語	科目	コマ数	カリキュラム設置時期
凱里市翁頃民族小学	二	ミャオ	語文	4	1984-1985
丹寨県揚武民族小学校	一	ミャオ	語文	4	1986-1987
錦屏県偶里民族小学	一	ミャオ	語文	4	1986
	三	ミャオ	語文	4	1985-1986
	三	ミャオ	語文	4	1984-1985
天柱県注溪民族小学	二	トン	語文	4	1986-1987
	四	トン	語文	4	1984-1985
	五	トン	語文	4	1985-1986
黎平県水口民族小学	四	トン	語文	4	1986-1987
從江県信地民族小学	三四五年級各一組	トン	語文	2	1986-1987
榕江民族帰范	一	トン	語文	2	1986-
雷山民族中学	中一	ミャオ	語文	2	1986-
	高一	ミャオ	語文	2	1986-
	高二 (文科組)	ミャオ	語文	2	1986-
	高三 (文科組)	ミャオ	語文	2	1986-

ミャオ語、トン語のカリキュラムとして表2の例が参考となる。⁽⁴⁾

二 雲南省の民族

雲南省多くの民族を擁する省である。省内に人口4000人以上の民族は24種あり、上位10種は漢族、イ族、ペー族、ハニ族、チワン族、タイ族、ミャオ族、リス族、回族、ラフ族である。使用言語について言えば、22の民族が独自の言語を持っており、しかも1民族が2種以上の言語を使用することも稀ではない。逆に、母語のみを使用している例もある。言語の使用状況を地域別に分けると以下のようになる。⁽⁵⁾

1. 自民族の言語（母語）のみを使用する地域

怒江リス族自治州、迪慶藏族自治州、維西リス族自治県などリス族、藏族の居住する山間地域および交通が極めて不便な僻地に見られる。1民族だけで聚居している場合がほとんど

華南少数民族の言語と教育

で、漢族または他の言語集団との直接的な交流は少ない。官僚、高等教育を受けた者などごく一部の者が漢語を理解するだけである。従って、これらの地域での漢語人口は総人口の5—20%程度であり、地域によっては5%以下になる所もあるという。

2. 漢語がある程度使用可能な地域

西双版納タイ族自治州、紅河ハニ族イ族自治州、瀕滄ラフ族自治州など、タイ族、ジンポー族、ハニ族、ワ族、ラフ族の居住地域が該当する。いずれも人口が比較的多く、民族が聚居する地域である。日常生活では民族語が使われ、就学前の児童のほとんどは漢語を解さない。しかし、環境的には地域内に居住している漢族が多く、とりわけ城鎮では漢語が使われることが多い。学校教育で漢語を学ぶこともあり、この地域での漢語人口は20—50%である。

3. 民族言語と漢語のバイリンガルの多い地域

元江ハニ族イ族タイ族自治州、新平イ族タイ族自治州、大理ペー族自治州などの地域。これらの地域は城鎮またはその近郊であり多くの人口を持つうえ、少数民族と漢族が雑居しており、漢語の影響を受けている。民族言語は村内や家庭内で使用されるだけで、村の外では漢語が公用語となる。漢語人口は地域の人口の50%を占め、所によっては80%に達する。

4. 漢語または他民族の言語が民族言語になった地域

本来の民族言語を失って他の民族の言語が第一言語となっている民族がいくつかある。回族はその代表で、すべて漢語を用いている。雲南省内のイ族は335万人いるが、内44万人はイ語が使えず、漢語を用いて暮らしている。怒江州の一部のヌ一族、ペー族はリス語が第一言語になっている。城鎮内またはその近郊に暮らす少数民族の若者は漢語が第一言語となってしまっている。

以上の分類から見ても、辺境に聚居している少数民族は自民族の言語を主として使用し、漢語を解さない場合が多い。散居または雑居している少数民族は、漢語または主流集団の言語を解し、中等教育以上の教育を受けた者または官僚は漢語が使える。また、異なった民族間で公用語として用いられているのは多くの場合漢語である。1986年の統計によれば、全省の人口の36%（400万人）が漢語を解するということである。

言語使用状況については、上記のごとく漢語の浸透率が高いため、学校教育では漢語と民族語との併用が行われている。1986年の統計によれば、全省の1000ヶ所の民族小学校または民族クラスの5万人の生徒が二言語教育を受けているという。その実状を見る前に、雲南省の各民族の文字について整理しておきたい。現在雲南省では14の民族が23種の文字を使用している。それらをまとめたものが表3である。⁽⁶⁾

これらの文字を使用して小学校から漢語と民族言語による二言語教育が行われている。地域の実状に合わせて運用方式が数種に分かれている。

(1) 小学1年から二言語を学ぶ方式

1年次から民族文字を学び始め、同時に漢語の会話授業を設ける。2年次で漢字を学び始

表3 雲南省で使用されている文字

文字名称	創作、改革、改訂時期	批准時期及政府機構	文字類型	文字形式	使用地区	注
西双版納タイ文	十三世紀創作、1955年改訂、1986年老文字復活使用	改訂案は1955年4月経国家民委批准試行	表音	梵文字母変体	主に西双版納州使用。孟達、景谷、双江、耿馬、鎮康、滄源、瀾滄等県の佛寺で使用	小学にて使用中。新、老文字并用
徳宏タイ文	十三—十四世紀創作、1954年改訂	改訂案は1954年6月国家民委批准試行	表音	梵文字母変体	主要使用于徳宏州。景谷、馬双江、耿馬、鎮康、滄源、瀾滄等県タイ族の農村も使用	改訂案は小学にて使用中。老文字は佛寺にて使用
孟定タイ文	未詳		表音	梵文字母変体	耿馬県孟定区で主に使用、徳宏州瑞麗県でも使用	佛寺と民間で使用
金平タイ文	未詳		表音	梵文字母変体	紅河州金平県孟拉区	ベトナム北部菜州タイ族と同一文字
四河イ文規範方案	1975年規範	1980年国家民委批准	音節	非字母形式	寧浪、麗江、永勝等県のイ語北部方言区	小学にて使用中
雲南イ文規範方案	1986年規範	1987年省人民政府批准試行	表意	非字母形式	北部方言区以外、其他五方言区で試行予定	試行中
その他地域での伝統老イ文	未詳。建国後各州県で各自規範整理		表意と音節混合	非字母形式	元謀、永仁等県にて使用中、武定、祿豐等県；双柏県	民間使用。各州、県で詞書資料、識字課本を作製。
藏文	七世紀前半創作		表音	梵文字母変体	迪慶州	小学にて使用中
チンポー文	十九世紀末創作、1957年いくつかの声韵母を補充		表音	ローマ字	徳宏州	小学にて使用中
ザイワ文	1957年創作、1983年改訂	1957年3月雲南少数民族語文科学討論会通過、同年省人民政府批准試行	表音	ローマ字	徳宏州	小学にて使用中
老リス文	二十世紀初創作		表音	大文字、ローマ字正倒形式	怒江州、維西、麗江、寧浪、永勝、華坪保山、盈江、騰冲、釧川等県	小学にて使用中
新リス文	1957年創作	1957年3月雲南少数民族語文科学討論会通過、同年省人民政府批准試行	表音	ローマ字	怒江州	小学にて使用中

華南少數民族の言語と教育

滇東北方言老 ミヤオ文	二十世紀初 創作, 1983 年改造		表 音	自作の字母	禄勸, 猀豐, 武定, 富民, 嵩明, 寻甸, 安宁, 宜良 等県, 昆明市官渡区, 西 山区	小学にて使用中
滇東北方言新 ミヤオ文	1956年創作	1957年国家民 委批准試行	表 音	ローマ字	昭通地区	五十年代に試行, 現在試験中
川黔滇方言新 ミヤオ文	1956年創作	1957年国家民 委批准試行	表 音	ローマ字	文山州, 紅河州, 昭通区, 保山県等	小学学前班にて使 用中
ラフ文	二十世紀初 創作, 1957 年改訂	1957年3月雲 南少數民族語 文科学討論会 にてラフ文に 基づいて改訂 《ラフ文字方 案》, 同年省人 民政府批准試 行	表 音	ローマ字	瀘滄, 西盟, 双江, 孟連 等県	小学にて使用中
ワ文	1957年創作	1957年3月雲 南少數民族語 文科学討論会 通過, 同年省人 民政府批准試 行	表 音	ローマ字	滄源, 澄滄等県	小学にて使用中
ナシ文	1957年創作	1957年3月雲 南少數民族語 文科学討論会 通過, 同年省人 民政府批准試 行	表 音	ローマ字	麗江県	小学にて使用中
ハニ文	1957年創作	1957年3月雲 南少數民族語 文科学討論会 通過, 同年省人 民政府批准試 行	表 音	ローマ字	綠春, 元陽, 金平, 紅河, 建水, 石屏等県	ハニ方言文字は小 学にて使用中。碧 卡方言文字は未試 行
チワン文	1957年創 作, 1982年 修訂	1957年国分院 批准推行	表 音	ローマ字	富宁, 邱北, 常宗等県	北部方言区のみ使 用
ペー文	1958年創 作, 1982年 修訂		表 音	ローマ字	劍川, 麗江, 等県	小学の実験クラス にて使用
トゥーロン語 表音方案	1983年創作	1984年雲南少 數民族語文指 導工作委員会 批准試行	表 音	ローマ字	貢山県	雲南省民語委が制 訂, 小学にて使用 中
ヤオ文 (ミエ ン語)	1983年創作		表 音	ローマ字	麻栗坡, 富寧, 庄南, 河 口等県	文山州の文盲班に て使用

める。教材は全国統一教材を使用する。民族語は科目の1つとして2年次から卒業まで学び続ける。ただし、民族語のコマ数は上級になるにしたがって遞減していき、逆に漢語のコマ数が増えていく。また、低学年の算数は民族語に翻訳して教えられる。この方式は最も広く採用され、徳宏州のタイ族、チンポー族の小学校の殆どがこの方式を取っている。

(2) 民族語クラス、民族語・漢語クラス、漢語クラスの3段階に分ける方式

1、2年は民族語で授業が行われる。教材も民族文字によるものを使用する。3、4年次は民族語と漢語の併用段階であり、両方の言語を用いて授業を行い、教材も両方の文字を対照させるものである。5、6、7年次は漢語による授業の段階である。(ただし、毎週3コマの民族語授業を設けている。)教材は全国統一教材を使用。滄源県ワ族の小学校でこの方式が採用されている。

(3) 小学校入学前に予科クラスで1年間民族文字を学ぶ。小学校入学後は民族文字は学習の補助手段として用いながら、漢語の授業を進める。文山州ミャオ族の小学校で採用されている。

(4) 1年次は民族文字を学び、2年次から漢語を学ぶ。漢語を学ぶ時は漢語の音標文字(ピンイン字母)を使用し、民族文字は解釈の際用いる。この方式は徳宏州路西県のタイ族小学校で採用されている。

(5) 小学校1、2年次で先ず漢語・漢字を学び、3年次から民族語科目を設ける。民族語科目のコマ数は学年が上がるにしたがって遞減する。この方法は徳宏州の一部のタイ族小学校および滄源県団結区のワ族小学校で採用されている。

(6) 上級学年の5、6年次になってから民族文字を学ぶ。卒業間近の2—3ヶ月を利用して集中的に学ぶこともある。この方法は滄源県のワ族小学校や怒江州貢山県のリス族の小学校などで採用されている。

(7) 民族語を補助手段として用いながら、漢語の音標文字で漢語の発音を学び、漢字を覚え、読み書きを先ず学んでいく。徳宏州路西県や路南県石林などの小学校で実験的に導入されている。

雲南省の二言語教育を見た場合、形式としては上記の分類のうち(1)が最も多く採用されているが、その普及浸透は必ずしも順調に進んでいるとは言い難い。雲南全省の民族小中学校のうち、二言語教育の体制が整っているのは30%にも満たない。理由は経費不足、教員不足などである。しかしその中で、二言語教育が制度として定着し、効果をあげている地域の一つが徳宏州である。徳宏州はタイ族、チンポー族、アチャン族、ドアン族など聚居している地域であるが、漢族の占める割合が高い。しかも、少数民族で漢語を解する割合が非常に高い。例えば、タイ族についてみると、漢語を解する割合は、城鎮部で90%以上、辺鄙な農村地帯でも70%である。アチャン族では割合が更に高くなる。こうした背景により、漢語と民族言語による二言語教育が他地域より受け入れ易く、加えて、州教育局が教員養成と漢語タ

イ語併記による教科書の編纂に力を入れたことが効果を高めた要因と考えられる。

三 広西チワン族自治区

広西チワン族自治区には12の民族が居住しているが、民族別人口はおよそ漢族61%，チワン族34%、その他少数民族5%の割合となっている。漢族以外の少数民族の使用する言語について見てみると、最多民族のチワン族は同族間ではチワン語を用いているが、他民族との間では漢語を使用している。チワン族人口の37%が漢語を解するという。当然ながら、教育レベル、居住地域によって漢語を解する人口が増加する。即ち、チワン族人口が90%以上の県では、日常使用言語はチワン語が主となり、補助的に漢語を使用する。商業交易に使われる言語もチワン語である。チワン族人口が80%程度の県では、漢語とチワン語が併用されるが、地域によって、漢語が優性な所とチワン語が優性な所に分かれる。商業用の言語はチワン語である。チワン族人口が80%以下の県では、漢語が主として使用される。チワン語の通用範囲は狭くなるが、家庭ではまだチワン語が使用されている。都市部では、基本的に漢語で生活が営まれ、チワン語は家庭内も含め、ごく稀にしか使用されることはない⁽⁷⁾。

チワン族以外の少数民族の言語使用状況についてサンプリング調査を行った資料によれば⁽⁸⁾、漢語を解する者とチワン語を解する者の人口に占める割合は、民族名／漢語比率／チワン語比率の順に、ヤオ族／73%/45%，トン族／73%/17%，ミャオ族／96%/0%，ムーラオ族／83%/12%，マオナン族／50%/40%となっている。この調査結果は各民族の全人口に対する割合ではないが、各民族が母語の他に漢語、チワン語を公用語として位置づけ、高い理解度を持っていることを示している。ただし、ここで注意を要するのは、これらのデータは、漢語の会話力について調べたものであり、読み書きの能力は調査の対象になっていない。また、広西で一般に使用されている漢語は西南方言であり、漢語の共通語とは若干異なるものである。しかし、漢語の西南方言を解するなら、共通語を聞き取ることは可能である。

こうした言語使用状況を背景として、小中学校における漢語とチワン語の二言語教育が行われている。小学校では2年次から漢語教育がはじまるが⁽⁹⁾、漢語習得の前段階として最も重要なことは、チワン文字の習得である。チワン文字は表3に示す通り、1957年に作成され、1982年改訂されたもので、発音は武鳴地域のチワン語を標準とし、26のアルファベットにより表記する。

声母は22、韻母は108（単母音は6）あり、声調は6種である。チワン文字はローマ字綴ではあるが発音符号ではなく正規の文字である。しかしその習得方法は、漢語の発音符号であるピンインの習得法と共通する点が多く、チワン文字を先ず習得することが漢語習得を容易にすると実験的に確認されている。チワン文字習得の具体的な方法としては⁽¹⁰⁾、1年次で6—9週チワン文字の発音と書き方の授業を行う。その際、声母、韻母、声調について発音指導を繰り返し行う。またアルファベットの綴方についても細かく練習させる。そうすること

により、発音および書くことを基本的に習得させることができる。その次の段階として、チワン文字で書かれた教科書や新聞雑誌を大量に閲読させる。この段階を経た時点で、特に成績の優秀な生徒は1分間に200音節を閲読でき、成績が中等の生徒は150音節、少し劣る生徒でも50—60音節を閲読することが可能となる。さらに、授業外で、閲読や作文の競争を行わせたり、新聞雑誌の書き写し、創作童話発表会などを行うことにより、チワン文字を更に定着させることができるという。もともと生徒達が日常使用している言語について表記方法を学ぶのであるから、生徒の負担は非常に少ないであろう。チワン文字に慣れたのち、漢語をピンインを使って発音、会話から学び始めれば、漢字の学習から始める従来の教授法よりも効果が大きいことは容易に理解できる。

おわりに

華南少数民族の間で行われている二言語教育は、母語保持バイリンガル教育と考えられ、母語と第二言語の能力を共に発達させることを最終目標としている。まず、母語能力の充分な発達をはかり、それにより認知・学習能力を向上させ、第二言語による学習に活用している。これは、中国憲法に、各民族は自己の言語文字を使用したり発展させる自由を有すると明示されており、また、「文字を持つ少数民族の中小学校では、できるだけ早く民族言語文字による教育を復活させ、学生に先ず民族の言語を学ばせ、必要に応じて同時に漢語を学ばせる」という1983年の「民族区域自治法」第37条の方針に基づくものであろう。また社会的に弱い立場にある少数言語集団にとって、母語を保持することはその文化継承の意味でも有効な方法と思われる。

また、多くの民族が雑居する状況の中では公用語として主流集団の言語が用いられるが、中でも漢語の占める割合が高い。言語はそれ自体が学習の対象とされるときより、意味のあるメッセージを伝えるための手段として用いられる時に習得されやすいという原則がここでも確認できる。単一言語民族である日本人の第二言語習得の動機づけとして、このことはかなり重要であり、教学のうえでも参考になることと思われる。

注

- (1) 中国社会科学院民族研究所・国家民族事務委員会文化宣伝司 主編『中国少数民族言語使用状況』中国藏学出版社 1994年 P453-462
- (2) 莫啓明「苗族地区双語教学調査」『貴州民族教育調査』中央民族学院出版社 1990年 P464-479
- (3) 中国社会科学院民族研究所他編 1994年 P459
- (4) 張明達他「双語文教学是改变民族地区教育落後面貌的最有効方法」『中国少数民族言語文字使用和發展問題』中国藏学出版社 1993年 P136
- (5) 中国社会科学院民族研究所他編 1994年 522-524
- (6) 同上 P528-532

華南少数民族の言語と教育

- (7) 同上 P99-100
- (8) 同上 P98
- (9) 拙稿「中国における二言語教育の現状」『岐教大紀要』第29集 1995年 P84-86
- (10) 農加升「壯文併音与《壯文方案》在教学実践中的問題探討」『中国少数民族言語文字使用和發展問題』中國藏学出版社 1993年 P48